

# クリーン愛媛運動強調月間実施要領

## 1 目的

豊かな自然と美しい風土に恵まれたふるさと愛媛の住みよい快適な生活環境を創造するため、7月を強調月間として「クリーン愛媛運動」を推進し、県民に環境美化意識を啓発するとともに、地域住民の参加と協力による環境美化活動を展開する。

また、法令、制度に基づく行政指導、立入検査等を強力に実施する。

## 2 推進機関

この運動の目的を達成するため、推進母体並びに別紙協力機関、団体により「クリーン愛媛実行協議会」を構成する。

## 3 期間

7月1日～7月31日

## 4 推進母体

愛媛県、愛媛県教育委員会、市町、市町教育委員会、愛媛県自然保護協会

## 5 強調月間における実践活動

### (1) 環境美化活動

ア 市町は、クリーン愛媛運動実行協議会構成団体等と協議し、強調月間における環境美化活動実施計画を策定する。

イ 市町は、アの実施計画に基づき、地域住民及び小・中学校、高等学校等の協力を得て、山、河川、海岸及び公共施設等の環境美化ボランティア活動を実施する。

### (2) 公衆トイレの点検、清掃

公衆トイレの管理者は、点検及び清掃を実施する。

### (3) 広報活動

県は、クリーン愛媛運動の徹底を図るため、次により広報活動を実施する。

ア 県政広報番組の積極的利用

イ 関係機関、各種団体等に対する協力依頼

ウ 市町広報誌、有線放送等への資料提供と協力依頼

### (4) 空き缶、空き瓶等の投棄防止の啓発

県、県教育委員会、県警察本部、市町、各種団体が協力して、この啓発を徹底する。

### (5) 家庭排水による水質汚濁の防止の啓発

県、市町は、家庭排水による水質汚濁の防止のため、次の事項について啓発し、徹底を図る。

ア 石けん等洗剤の適正使用

イ 台所用水切袋の使用や廃食用油の適正処理

ウ 残り湯の活用やトイレの節水

### (6) 工場、事業場等のばい煙、水質、騒音等の調査、自主点検等の実施

ア 大気関係

#### (ア) ばい煙排出調査

衛生環境研究所が、県下の工場の立入調査及びばい煙の測定を実施する。

(イ) 工場、事業場の自主点検等

工場、事業場において、ばい煙処理施設の自主点検、自主測定等に努める。

イ 水質関係

(ア) 公共用水域等の監視

衛生環境研究所、保健所が協力して公共用水域の水質検査及び海水浴場の水質検査を実施する。

(イ) 工場、事業場の自主点検等

工場、事業場において、汚水処理施設の自主点検、整備の実施、排水の水質検査の実施及び自社排水口周辺の河川、水路等の清掃を実施する。

ウ 騒音、振動、悪臭関係

(ア) 工場一斉立入検査

市町は、工場、事業場の特定施設等の調査、測定及び発生源防止対策の指導を実施する。

(イ) 工場、事業場の自主点検等

工場、事業場において、発生源施設の点検、防止対策の検討、自主測定に努める。

(7) 水道水源及び水道施設等の清掃保持

ア 県は、次の事項を監視指導する。

(ア) 水道水源汚染監視の強化と汚染の早期発見

(イ) 水質検査の完全実施及び水道施設の管理

イ 市町長、水道（企業）局長、企業団企業長は、次の事項を実施する。

(ア) 水道水源汚染監視を強化し、汚染の早期発見、汚染発生時の連絡通報体制の再確認及び汚染防止対策に努める。

(イ) 全水道施設の定期水質検査を完全に実施するとともに、浄水場の清掃、滅菌機等の総点検を実施する。

(8) 一般廃棄物処理の適正化

県は、次の監視指導を実施する。

ア し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の立入検査を行い、維持管理の強化を図る。

イ 立入検査の結果により、施設の整備改善を指導する。

(9) 産業廃棄物処理の適正化

ア 不法投棄の監視及び防止

県は、夜間、休日等の産業廃棄物の不法投棄等の監視を行うとともに、市町等の協力により、産業廃棄物の不適正処理の防止を行い、適正処理を指導する。

また、「不法投棄防止対策推進協議会」において、廃棄物の不法投棄防止の合同パトロール及び広報誌による啓発活動を実施する。

イ 産業廃棄物処理に関する立入検査

事業者及び処理業者において、産業廃棄物の処理が適正に行われているか立入検査を実施する。

ウ 工場、事業場の自主点検等

産業廃棄物を排出する工場、事業場における産業廃棄物の処理施設（保管施設及び埋立地を含む。）の自主点検、整備及び付近の清掃を実施するよう指導する。

(10) 浄化槽の維持管理強化

県、市町、公益社団法人愛媛県浄化槽協会は、協力して次の事項を実施する。

- ア 無届浄化槽の発見に努めるとともに、立入検査等を実施し、維持管理の徹底を図る。
- イ 管内浄化槽設置者を対象に、浄化槽の正しい知識の普及と維持管理方法について講習会を開催する。
- ウ 浄化槽検査制度の周知徹底を図る。

(11) 自然公園主要利用地域の清掃事業等の実施

県、市町、愛媛県自然保護協会は、協力して次の事項を実施する。

- ア 地元住民、ボランティア等の協力を得て、主要利用地域の清掃事業を実施する。
- イ 「ごみは出さない、持ち帰る」意識を啓発するため、ごみの持ち帰り運動の普及を図る。

(12) 自然公園の利用促進及び保護意識の普及啓発

- ア 関係機関の協力を得て、自然保護パトロールを実施する。
- イ 「自然に親しむ運動」の普及月間（7月21日～8月20日）中に、ポスター等により自然を大切にす意識の啓発を図る。

(13) 自然海浜保全地区の利用の適正化及び保護意識の向上

自然海浜保全指導員による監視業務により、自然海浜保全地区の適正な利用を促進するとともに、保護意識の普及啓発を図る。

(14) 違反屋外広告物の一掃

県及び市町は、下記地域の屋外広告物条例に違反した立看板、はり札、はり紙の除去を重点的に実施する。

- ア 市街地及びその周辺道路
- イ 史跡、文化的遺産等の周辺地域
- ウ 小・中学校等通学路周辺地域
- エ 各種駅、港、空港等周辺地域

6 事故等の防止

クリーン愛媛実行協議会及び推進母体は、強調月間中における環境美化活動の実施に当たって、事故のないよう万全の配慮をする。

7 報告等

- (1) 市町は、強調月間における環境美化活動の実施予定（様式その1）を、環境政策課に提出する。
- (2) 市町は、市町教育委員会分も合わせて取りまとめの上、環境美化活動の実施結果（様式その2、その3）を、環境政策課に提出する。
- (3) 県教育委員会は、管内の学校における環境美化活動の実施結果（様式その2、その3）を、環境政策課に提出する。
- (4) クリーン愛媛運動実行協議会構成団体は、環境美化活動の実施結果（様式その2、その3）を、環境政策課へ提出する。
- (5) 天災その他やむを得ない事情により環境美化活動を実施することが困難であるときは、報告を省略することができる。